

第14号議案

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成30年3月27日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第四条の二第二号」を「次条」に、「同号の号数」を「同条の規定により得た号数」に改める。

第四条の二を次のように改める。

（新たに職員となった者の号給の調整）

第四条の二 新たに職員となった年度に経験年数を有する者（臨時的に任用される教育職員を除く。）については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数（第十条第三項の規定による昇給の号給数をいう。同条第一項及び第二項を除き、以下同じ。）に前条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数から同条の規定により採用日の属する年度の四月一日前の経験年数から得られる号数を減じて得た号数を加算して調整するものとする。

第六条第三項を削る。

第十条第四項中「（第四条の二の規定の適用がある場合は減じる調整をした後の号給数）」を「（昇給の号給数、第四条の二の規定により加算する号数、第十一条の規定により加算する号数及び第十二条の規定により昇給する号数の合計の号数をいう。以下同じ。）」に改める。

第十六条第一項第一号中「号数から各昇給日に勤務していたならば減じることとなる号数を合計した号数を減じた」を削り、同項第二号中「から当該昇給日に勤務していたならば減じることとなる号数を減じた号給数」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

幼稚園教育職員給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭及び養護教諭	大学卒	1級13号給
	短大卒	1級5号給

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第四条の二及び別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に新たに職員となった者の号給の調整について適用し、同日前に新たに職員となった者の号給の調整については、なお従前の例による。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第三条 （略）</p>	<p>第一条～第三条 （略）</p>
<p>（新たに職員となった者の号給）</p>	<p>（新たに職員となった者の号給）</p>
<p>第四条 （略）</p>	<p>第四条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第一項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を三月で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p>	<p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第一項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を三月で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が第四条の二第三号に該当するものである場合は、同条の号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p>
<p>一・二 （略）</p>	<p>一・二 （略）</p>
<p>4 （略）</p>	<p>4 （略）</p>
<p>（新たに職員となった者の号給の調整）</p>	<p>（新たに職員となった者の号給の調整）</p>
<p>第四条の二 新たに職員となった年度に経験年数を有する者（臨時的に任用される教育職員を除く。）については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数（第十条第三項の規定による昇給の号給数をいう。同条第一項及び第二項を除き、以下同じ。）に前条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数から同条の規定により採用日の属する年度の四月一日前の経験年数から得られる号数を減じて得た号数を加算して調整するものとする。</p>	<p>第四条の二 新たに職員となった者のうち次の各号に掲げる者については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数（第十条第三項の規定による昇給の号給数をいう。同条第一項及び第二項を除き、以下同じ。）に当該各号に定める号数を加算し、又は減じて調整するものとする。ただし、減じる場合において、減じる号数が昇給することとなる号給数（昇給の号給数、この条及び第十一条の規定により加算する号数並びに第十二条の規定により昇給する号数の合計の号数をいう。以下同じ。）を超えるときは、当該減じる号数から当該昇給することとなる号給数を減じた残りの号数を、次回以降の昇給日に調整するものとする。</p>
	<p>一 初任給基準表に調整号数の定めのある初任給欄を適用される者 当該基準表に掲げる調整号数</p>
	<p>二 新たに職員となった年度に経験年数を有する者（臨時的に任用される教育職員を除く。） 次のアの号数からイの号数を減じて得た号数</p>
	<p>ア 第四条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数</p>
	<p>イ 第四条の規定により採用日の属する年度の四月一日前の経験年数から得られる号数</p>

第五条 (略)

(昇格の場合の号給)

第六条 (略)

2 (略)

第七条～第九条 (略)

(昇給の号給数)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 昇給することとなる号給数(昇給の号給数、第四条の二の規定により加算する号数、第十一条の規定により加算する号数及び第十二条の規定により昇給する号数の合計の号数をいう。以下同じ。)が、昇給日にその者の属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日に受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号数を超えることとなるときは、第四条の二、前項、次条及び第十二条の規定にかかわらず、当該相当する号数を昇給することとなる号給数とする。

第十一条～第十五条 (略)

(復職時等における号給の調整)

第十六条 条例第二十六条の規定による職員の号給の調整を行う場合には、復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)にその者の号給を次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める号給とする。

- 一 休職、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、外国派遣、公益的法人等派遣(公益的法人等派遣条例第三条の二の規定の適用を

第五条 (略)

(昇格の場合の号給)

第六条 (略)

2 (略)

3 平成十八年三月三十一日以前に降格した者を、同年四月一日以降に昇格させた場合におけるその者の号給は、前二項の規定にかかわらず、その者が同年三月三十一日以前に在級した最も上位の職務の級に達するまでは、当該昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給)とする。

第七条～第九条 (略)

(昇給の号給数)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 昇給することとなる号給数(第四条の二の規定の適用がある場合は減じる調整をした後の号給数)が、昇給日にその者の属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日に受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号数を超えることとなるときは、第四条の二、前項、次条及び第十二条の規定にかかわらず、当該相当する号数を昇給することとなる号給数とする。

第十一条～第十五条 (略)

(復職時等における号給の調整)

第十六条 条例第二十六条の規定による職員の号給の調整を行う場合には、復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)にその者の号給を次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める号給とする。

- 一 休職、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、外国派遣、公益的法人等派遣(公益的法人等派遣条例第三条の二の規定の適用を

受ける場合を除く。)又は停職(以下「休職等」という。)の期間中に、二以上の昇給日がある場合 各昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を合計した号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給

二 前号以外の場合 復職等の日の直前の昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を減じた号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給

2 (略)

第十六条の二～第十九条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第四条の二及び別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に新たに職員となった者の号給の調整について適用し、同日前に新たに職員となった者の号給の調整については、なお従前の例による。

別表第二(第四条関係) 【別紙】

別表第三(第六条関係) (略)

受ける場合を除く。)又は停職(以下「休職等」という。)の期間中に、二以上の昇給日がある場合 各昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を合計した号数から各昇給日に勤務していたならば減じることとなる号数を合計した号数を減じた号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給

二 前号以外の場合 復職等の日の直前の昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数から当該昇給日に勤務していたならば減じることとなる号数を減じた号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給

2 (略)

第十六条の二～第十九条 (略)

別表第二(第四条関係) 【別紙】

別表第三(第六条関係) (略)

改正後（案）				
職種 教諭及び養護教諭	学歴免許等	初任給		
	大学卒	1級13号給		
	短大卒	1級5号給		
現行				
職種 教諭及び養護教諭	学歴免許等	初任給		
	大学卒	1級13号給	調整号数	
	短大卒	1級5号給	+2号	
備考 調整号数欄に掲げる「+」は加える号数を示す。				

別表第二（第四条関係）